

# 作業環境の測定基準・評価基準の改正

- ◆ 作業環境測定の対象物質に  
ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバーを追加
- ◆ テトラクロロエチレンの管理濃度を見直し

労働安全衛生法では、有害な化学物質を取り扱う屋内作業場について、作業環境測定の実施とその評価を義務づけています。

厚生労働省は、平成27年9月30日付けで、労働安全衛生法に基づく「作業環境測定基準」、「作業環境評価基準」および関連告示を改正しました。

## 対象物質の追加

「ナフタレン」、「リフラクトリーセラミックファイバー」を作業環境測定の対象物質に新たに加え、管理濃度、試料採取方法、分析方法を設定しました。

適用日は平成27年11月1日です。

(作業環境測定は、平成28年11月1日から義務化されます)

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
ナフタレン	10ppm	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
リフラクトリーセラミックファイバー	5 $\mu$ m以上の繊維として0.3本/cm <sup>3</sup>	ろ過捕集方法	位相差顕微鏡を用いた計数方法※

※ 分散染色法など同等以上の性能がある分析方法によって分析することもできます。

## 管理濃度の変更

「テトラクロロエチレン」の管理濃度を次のとおり変更しました。

適用日は平成28年10月1日です。

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)	改正前	50ppm	固体捕集方法又は直接捕集方法 ガスクロマトグラフ分析方法
	改正後	25ppm	



## 局所排気装置の性能要件・稼働要件の設定

ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバーについて性能要件・稼働要件を設定しました。

適用日は平成27年11月1日です。

物質名	局所排気装置の性能要件・稼働要件
ナフタレン	1気圧の空気1m <sup>3</sup> あたりに占める当該物の容積として10cm <sup>3</sup>
リフラクトリーセラミックファイバー	1気圧の空気1cm <sup>3</sup> あたりに占める5μm以上の繊維の数として0.3

## ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバーを分析可能な測定士・測定機関

ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバーの「分析」が可能な作業環境測定士・作業環境測定機関は次のとおりです。

適用日は平成27年11月1日です。（測定義務は平成28年11月1日から）

分析の対象	分析可能な測定士・測定機関
ナフタレン	第3号（特化物）の資格をもつ作業環境測定士・作業環境測定機関
リフラクトリーセラミックファイバー*	第1号（粉じん）の資格をもつ作業環境測定士・作業環境測定機関

\*リフラクトリーセラミックファイバーについて粉じん作業を行う場合は、従来の粉じんとしての作業環境測定と測定結果の評価も引き続き必要です。

## 臭化メチルほか4物質の測定方法の変更

臭化メチル、イソブチルアルコール、テトラヒドロフラン、ノルマルヘキサン、メチルエチルケトンの測定について、検知管方式またはこれと同等以上の性能がある測定機器を用いることができることとしました。

（これらの物質以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときを除く）

適用日は平成27年11月1日です。

### これから作業環境測定士の資格を取得しようとする方へ

第一種作業環境測定士試験、測定士となるための講習（試験合格者・試験免除者を対象とした講習）の内容が平成27年11月1日から変更されます。【作業環境測定士規程】

#### <第一種作業環境測定士試験>

- 第1号：「分析の技術」に「リフラクトリーセラミックファイバーの分析に関する理論及び方法」を追加
- 第3号：「分析の技術」に「ナフタレンの分析に関する理論及び方法」を追加

#### <測定士になるための講習>

- 第1号：「分析の実務」に「リフラクトリーセラミックファイバーの分析」を追加
- 第3号：「分析の実務」に「ナフタレンの分析」を追加

お問い合わせは、都道府県労働局、労働基準監督署へ

所在案内：

(平成27年10月作成)